

平成30年第4回竜王町議会定例会（第1号）

平成30年12月4日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第70号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第71号 平成30年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議第72号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第 6 議第73号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第 7 議第74号 平成30年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第75号 平成30年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議第76号 平成30年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第77号 平成30年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第78号 平成30年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第79号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第13 議第80号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第14 議第81号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第15 議第82号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第16 議第83号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第17 議第84号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第18 議第85号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第19 議第86号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第20 議第87号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第21 議第88号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第22 議第89号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

日程第 2 3 議第 9 0 号 中部清掃組合理約の変更につき議決を求めることについて

日程第 2 4 議員派遣について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	菱田三男	2番	小西久次
3番	若井猛志	4番	森島芳男
5番	森山敏夫	6番	内山英作
7番	松浦博	8番	古株克彦
9番	貴多正幸	10番	山田義明
11番	岡山富男	12番	小森重剛

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

6番	内山英作	7番	松浦博
----	------	----	-----

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	山添みゆき
住民福祉主監兼 発達支援課長	嶋林さちこ	産業建設主監	井口和人
主監心得兼 未来創造課長	奥浩市	会計管理者	西川良浩
総務課長	川嶋正明	税務課長	寺嶋要
生活安全課長	関司明德	住民課長	森岡道友
福祉課長	間宮泰樹	健康推進課長	中原江理
農業振興課長	井口清幸	商工観光課長	岩田宏之
建設計画課長	森徳男	上下水道課長	込山佳寛
農業委員会事務局長	白川賢治	教育次長兼 生涯学習課長	田邊正俊
教育総務課長心得	町田啓司	学校教育課長	武久雅則

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	知禿雅仁	書記	奥智子
--------	------	----	-----

開会 午後1時00分

○議長（小森重剛） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり、よって、定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、こんにちは。平成30年第4回竜王町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第4回竜王町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中を万障お繰り合わせの上御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。今年も早いもので一年の締めくくりの時期となり、これから何かと慌ただしくなっております。

さて、今年は、記録的な猛暑から暖かい秋へと変わったため、紅葉もおくれているのか、町内を見渡しますと2つの山並みには色鮮やかに染まっており、例年よりは遅い季節の移り変わりを感じるところでございます。

議員の皆様方には、ますます御健勝にて日々議会活動に御専念いただき、あわせまして町政万般にわたり格別の御指導と御鞭撻を賜っておりますことに、衷心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

まず、コンパクトシティの取り組みについてでございますが、懇話会、町民ワーキングを適宜開催させていただいており、また10月から11月にかけて、議員の皆様をはじめ、各種団体の皆様とも意見交換を実施してきている状況でございます。今後も引き続き、最優先の取り組みとして構想を練ってまいりたいと考えております。

次に、竜王町まるごと「スキヤキ」プロジェクトの取り組みの1つを御紹介させていただきますと思います。

近江牛の発祥の地として、本町と近江牛のつながりをさらに広めていくため、講談師の玉田玉秀齋氏へ講談の創作を依頼し、「近江牛物語」を完成していただいたところでございます。10月3日には、町防災センターにおいてお披露目会を開催し、約120人来ていただいたところでございます。また、同月28日には、東京日本橋にある滋賀県のアンテナショップ「ここ滋賀」におきまして、公演していただきました。本町で生まれ育ち御活躍された偉人の生き様を、講談

という形で今を生きる私たちは改めて知ることができ、大変すばらしいものを仕上げていただいたと考えているところでございます。講談には600年の歴史があるということで、次世代を生きる後世の者にも、近江牛の歴史も含めて引き継いでいけると確信しております。

次に、12月1日には、妹背の里におきまして、竜王ライオンズクラブ主催によるイモセルージョンライトアップの点灯式が開催され、2,000名を超える多くの方でにぎわい、スカイランタンの一斉リリースは幻想的な空間に包まれたところでございます。

今月28日までの毎週末はライトアップを行われるということでございまして、このような町民の皆様による取り組みが地域の活力をさらに高め、本町の有する潜在的な可能性が発揮されていくものと考えており、議員各位におかれましても引き続き御支援賜りますようお願いいたします。

さて、本定例会におきましては、条例案件1件、補正予算案件8件、指定管理者の指定案件11件、その他案件1件を上程させていただきます。慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただけますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（小森重剛） これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書、並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いをいたします。なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（小森重剛）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番 内山英作議員、7番 松浦 博議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（小森重剛） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、これに御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 3 議第 7 0 号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 7 1 号 平成30年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議第 7 2 号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第 6 議第 7 3 号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第 7 議第 7 4 号 平成30年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第 7 5 号 平成30年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議第 7 6 号 平成30年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議第 7 7 号 平成30年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議第 7 8 号 平成30年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議第 7 9 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 13 議第 8 0 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 14 議第 8 1 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 15 議第 8 2 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 16 議第 8 3 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 17 議第 8 4 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 18 議第 8 5 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 19 議第 8 6 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 20 議第 8 7 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 21 議第 8 8 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

**日程第 2 2 議第 8 9 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて**

**日程第 2 3 議第 9 0 号 中部清掃組合理約の変更につき議決を求めることについて**

**○議長（小森重剛）** 日程第 3 議第 7 0 号、竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第 2 3 議第 9 0 号、中部清掃組合理約の変更につき議決を求めることについてまでの 2 1 議案について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま一括上程いただきました議第 7 0 号から議第 9 0 号までの 2 1 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

議第 7 0 号、竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、同基準の規定を参酌等して定めている本条例において所要の改正が必要であることから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第 7 1 号、平成 3 0 年度竜王町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第 3 号）までの歳入歳出予算額が 5 6 億 5, 6 0 1 万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2 8 1 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 7 億 5, 8 8 2 万 2, 0 0 0 円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳出におきまして、交通安全施設整備工事、ふるさと納税推進費、通学定期補助金、県議会議員選挙費、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、小学校学力向上推進事業、未来につなぐふるさと交産基金積立金等の追加、増額または減額でございます。

続きまして、債務負担行為補正につきましては、庁舎及び庁舎周辺施設、並びに教育施設の管理業務の円滑な実施に向けたものとして 9 業務、町内の各公共施設における指定管理者の更新に係るものとして 1 0 業務、その他各業務を円滑に実施するためのものとして 9 業務について追加するものでございます。

次に、議第 7 2 号、平成 3 0 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第 1 号）までの歳入歳出予算額が 2 0 億 4, 8 6 8 万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 6 5 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,033万3,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳出におきまして、国保情報データベースのバージョンアップに係る経費として国保連合会負担金27万円の増額、また、平成29年度における療養給付費等負担金の額の確定により国へ返還納付する必要があることから、療養給付費等負担金精算返還金1,128万3,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、繰越金1,165万3,000円を増額でございます。

次に、議第73号、平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております歯科の補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が5,536万4,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ151万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,687万8,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳入におきまして、平成29年度に後期高齢者への医療費適正化事業や予防・健康づくり等の保険事業に取り組んだ市町に対し、保険者努力制度交付金の交付決定がありましたので、449万7,000円増額するものでございます。

歳出におきまして、その保険者努力制度交付金を活用し、事業実施効果について客観的数値を用い評価等を行っていく必要があるため、数値を測定等するための資材費及び備品購入費として、137万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、債務負担行為としまして、平成31年度からの3年間にわたる施設管理等の円滑な委託契約締結のため、歯科診療所施設警備業務87万円を設定するものでございます。

次に、議第74号、平成30年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在、お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が、5,940万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ64万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,004万3,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳入におきまして、園児、児童、生徒数や教職員数の実態に合わせ、給食費負担金を10万6,000円を増額、

また、前年度繰越金53万7,000円の増額でございます。これらの歳入の増額により、歳出につきましては、需用費の給食資材費を67万円増額するものがございます。

次に、議第75号、平成30年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が9億3,376万9,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ5,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,526万9,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳出におきまして、今年度の執行見込みにより不足します施設介護サービス給付費4,700万円、居宅介護住宅改修費30万円、高額介護サービス費140万円、特定入所者介護サービス費230万円のそれぞれ増額でございます。

歳入におきましては、歳出で増額いたしましたサービス給付費及びサービス費へのルール分の負担として、保険料1,303万5,000円、国庫支出金の介護給付費国庫負担金783万5,000円、支払基金交付金の介護給付費交付金1,390万5,000円、県支出金の介護給付費負担金890万1,000円、繰入金の一般会計繰入金643万6,000円のそれぞれ増額でございます。

次に、議第76号、平成30年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が1億535万8,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ449万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億985万5,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の内容といたしましては、議第73号の際に御説明をさせていただきました保険者努力制度交付金につきまして、県後期高齢者医療広域連合から交付されるものであることから、本会計の歳入で受け、歳出で施設勘定へ繰り出すという内容でございます。

次に、議第77号、平成30年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、平成30年度竜王町水道事業会計の第4条で定めました資本的支出の既決予定額1億8,210万円に、今回96万円を追加し、1億8,306万円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、資本的支出につきまして、補助金返還金といたしまして、過年度国庫補助金返還金96万円を今回追加するものでござい

す。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補填財源につきましても改正させていただくものでございます。

次に、議第78号、平成30年度竜王町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、平成30年度竜王町下水道事業会計予算の第3条で定めました収益的収入の既決予定額5億8,383万6,000円に、今回140万9,000円を追加し、5億8,524万5,000円に、収益的支出の既決予定額5億3,248万7,000円に、今回274万4,000円を追加し、5億3,523万1,000円に、また、第4条で定めました資本的支出の既決予定額5億3,098万9,000円に、今回175万円を追加し、5億3,273万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入につきましては、営業外収益の長期前受金戻入といたしまして、国庫補助金等につきまして140万9,000円を増額、収益的支出につきましては、減価償却費といたしまして、有形固定資産等につきまして274万4,000円を増額、資本的支出につきましては、企業債償還金といたしまして175万円を増額するものでございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補填財源につきましても改正させていただくものでございます。

次に、議第79号から議第89号までの11議案につきましては、町内各公共施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、指定する期間は、平成31年4月1日から5年間とするものでございます。

議第79号は、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」につきまして、今日まで同施設の指定管理者として宿泊施設の利便性の向上や利用者目線に立ったサービスの充実に努めるとともに、四季折々の自然環境を活かした事業展開とイベント誘致のノウハウを有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られる者として、公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

次に、議第80号は、竜王町道の駅竜王かがみの里につきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られる者として、地域の農業生産者との連携や地域特産物の商品開

発、販売経路開発のノウハウに精通し、また、四季折々のイベントや新ブランドの開発等の積極的、かつ戦略的な運営方針をもっており、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する、株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

次に、議第81号は、竜王町介護予防拠点施設のうち、鶺鴒ふれあいプラザ、弓削ふれあいプラザ、鏡ふれあいプラザにつきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られる者として、地域福祉の増進を図るための事業や支援を行い、今日まで同施設の指定管理者として管理運営の実績と介護予防事業や地域福祉活動についての企画、運営等のノウハウをもった専門職員を有する、社会福祉法人竜王町社会福祉協議会を指定するものでございます。

次に、議第82号は、竜王町介護予防拠点施設のうち、岡屋ふれあいプラザにつきまして、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営の実績をもち、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られる者として、公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

次に、議第83号は、竜王町農村運動広場につきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られる者として、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営の実績を有し、近隣に設置されている妹背の里と一体的に管理を行うことにより、効率的な相互の施設利用が図られ、地域の団体との連携など運営の方向性が示されていることから、公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

次に、議第84号は、竜王町農林公園施設である交流促進施設「ふれあい広場」、産地形成促進施設「産地直売所」、農村水辺修景施設「エビス池公園」、公衆便所、農産物処理加工施設につきまして、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られる者として、農産物の流通販売と集客活動、情報発信など地域の農業生産者と町内外からの消費者をつなぎ、「スキヤキプロジェクト」等の新たな竜王ブランド事業を展開していくノウハウを有し、重点道の駅として地域の農業生産者の活力を伸ばす事業を積極的に推進され、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する、株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

次に、議第85号は、竜王町農村環境改善センターにつきまして、当該施設の

設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、農業の拠点施設の機能を十分に発揮し、販売のみならず商品加工開発等の6次産業化を推進しており、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られる者として、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する、株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

次に、議第86号は、竜王町田園空間博物館施設のうち農村田園資料館につきましては、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られる者として、竜王町農林公園施設の各施設との相乗効果により、農村田園資料館や、動物ふれあい広場において集客の増加に努められ、都市と農村の交流促進を進められた実績と今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有する、株式会社みらいパーク竜王を指定するものでございます。

次に、議第87号は、竜王町シルバーワークプラザにつきましては、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られる者として、今日まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有し、地域の高齢者の就労活動を通じての社会参加促進のため、高齢者の就業に関する相談及び就業機会の開拓に精通し、ボランティア等による積極的な地域貢献を果たしている事業者として、公益社団法人竜王町シルバー人材センターを指定するものでございます。

次に、議第88号、竜王町地域産業研修センターにつきましては、今まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績をもち、各種講座での活用や地域産業の発展と人材育成への支援を推進するため、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られる者として、公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

次に、議第89号、竜王町都市公園施設である竜王町総合運動公園につきましては、当該施設の設置目的を十分に達成するための必要な能力を有し、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られる者として、今まで同施設の指定管理者として良好な管理運営業務の実績を有し、安全面に配慮した効率的な施設管理を実施され、各種スポーツの有資格者を配置し、地域のスポーツ振興に携わる体制を有しているだけでなく、子供たちの育成や積極的な新規事業の開拓に努めている、公益財団法人竜王町地域振興事業団を指定するものでございます。

次に、議第90号、中部清掃組合規約の変更につき議決を求めることについて

につきましては、中部清掃組合の共同処理する事務に関し、東近江市の平成17年2月11日合併前の愛東町及び湖東町の区域が、平成31年4月1日から利用を開始するに当たり、中部清掃組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

以上、議第70号から議第90号までの21議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第71号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（小森重剛）** 川嶋総務課長。

**○総務課長（川嶋正明）** ただいま、町長から平成30年度竜王町一般会計補正予算（第4号）の内容について、提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料5ページの、平成30年度12月補正予算概要により説明させていただきます。

それでは、その内容につきまして、ページ中段の（2）歳出補正予算の主なものから御説明をさせていただきます。

まず、秘書費の特別旅費14万5,000円及び自動車借上料2万5,000円につきましては、日野川改修に向けた国への要望等を積極的にしておりまして、今後の見込みから増額させていただくものでございます。

次に、総合庁舎管理事業の燃料費28万9,000円につきましては、今年度に入ってから石油単価が大幅に上がっていることによるもの、電気料30万2,000円につきましては、夏季の猛暑により電気使用量が例年に比べ多かったことによるもの、資材費5万円につきましては、軽微な修繕を職員で対応しており、今後の見込みからそれぞれ増額させていただくものでございます。

次に、庁舎修繕工事223万4,000円の増額につきましては、宿日直室等に設置してある自動火災報知設備受信機について、消防点検の結果機能低下のおそれがあるとの意見を踏まえ、更新するためのものでございます。

次に、公用自動車維持管理事業の燃料費25万8,000円の増額につきましては、石油単価が上がっているため計上させていただくものでございます。

次に、交通安全施設整備工事550万円の増額につきましては、町道敷きに設置しております大型案内標識につきまして、つり下げ型から固定型に順次改修してきておりますが、残り2基において、台風21号による影響もあり、早期に改修し被害の未然防止を図る必要があることから計上するものでございます。

次に、ふるさと納税推進費 1, 560 万円の増額につきましては、10 月末時点の寄附総額が昨年度及び一昨年度よりも伸びており、過去の状況から、これから年末にかけて増加することが見込まれるため、当初予算で見込んでおりました寄附金 7, 000 万円に 3, 000 万円を増額し、年度末で 1 億円と見込むことに伴い、返礼品、事務代行委託料等の経費を計上するものでございます。

次に、通学定期補助金 240 万円の増額につきましては、今年度から補助事業を実施したことによりバスを利用する方がふえており、当初見込みを大きく上回ることから不足分を計上するものでございます。

次に、県議会議員選挙費 454 万 8, 000 円の追加につきましては、平成 31 年 4 月に予定されます県議会議員選挙におきまして、告示日が年度末に予定されていることから、今年度に係る所要の経費を計上するものでございます。

次に、臨時福祉給付金関係過年度還付事業 621 万 8, 000 円の増額は、昨年度の国から補助を受けた臨時福祉給付金事業費等の精算に伴い、返還する必要があるため増額するものでございます。

次に、介護保険特別会計繰出金 643 万 6, 000 円の増額は、介護保険特別会計の増額によるルール分の増額となります。

次に、国保特別会計（施設・歯科）繰出金 312 万 1, 000 円の減額は、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）において特定の収入があることから、一般会計からの繰り出し分が減額となるものでございます。

次に、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金 2, 696 万円の追加につきましては、国における平成 30 年台風 21 号被害対策として、被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去に係る費用を緊急的に支援するもので、助成率は、原則、事業費の 2 分の 1 以内とされているものでございます。なお、施設の修繕等については、町において予算の上乗せ措置等が、また施設等の撤去については、国支援と同額を助成することが要件とされており、町単独分を追加した補助金となるものでございます。

次に、都市計画図修正業務委託料 19 万 9, 000 円につきましては、都市計画の定期見直しに伴い、都市計画総括図の修正が必要となることから追加するものでございます。

次に、防災資機材整備備品 22 万 7, 000 円の追加につきましては、公用車に設置しておりますスピーカーにつきまして、カセットテープによる運用をしておりますが、支障をきたしており、SD カードによる運用とするため購入するも

のでございます。

次のページに移っていただきまして、教育長交際費4万円の増額につきましては、今年度において、例年にはない慶弔が重なっており、今後の見込みから計上するものでございます。

次に、外国語指導業務委託料76万5,000円の減額につきましては、入札の執行残により減額するものでございます。

次に、竜王小学校管理運営費の電気料30万円につきましては、夏季の猛暑により電気使用量が例年に比べ多かったことに伴う増額、水道料10万円及び下水道使用料35万円につきましては、夏季の猛暑によりプールに濁りが生じたこと等に伴い、オーバーフローさせることで浄化したため、今後不足が生じる見込みであることからそれぞれ増額するものでございます。

次に、竜王西小学校管理運営費電気料45万円につきましては、今ほどの竜王小学校の電気料の増額と同様の理由でございます。修繕費（維持補修費）25万8,000円につきましては、暖房機器の開始前点検におきまして修繕が必要なものが発生したため、計上するものでございます。

次に、小学校学力向上推進事業（消耗品費）53万9,000円の追加につきましては、今年度の学力調査の結果を受けまして、基礎基本を定着させるための徹底学習を行うに当たり、朝の15分間を使い毎日反復学習するための教材を購入するため、計上するものでございます。

次に、公民館防火設備定期検査報告書作成業務委託料21万6,000円の追加につきましては、建築基準法の改正に伴い、今年度から一定の施設においては、防火設備の定期報告を毎年度行っていく必要があることから計上するものでございます。

次に、未来につなぐふるさと交産基金積立3,000万円の増額につきましては、寄附金の今年度見込みから計上するものでございます。

次に歳入でございますが、5ページに戻っていただきまして、上段の「(1)歳入補正予算の主なもの」から御説明いたします。

まず、県支出金の経営体育成支援事業補助金2,477万7,000円につきましては、歳出の際に御説明をさせていただきました被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の財源として増額するものでございます。

その下の、県議会議員選挙費委託金454万8,000円の追加につきましては、県議会議員選挙費の財源となるものでございます。

次に、寄附金の未来につなぐふるさと交電寄附金 3,000 万円の増額につきましては、今年度見込みから増額するものでございます。

次の繰入金の公共施設維持管理基金繰入金 150 万円につきましては、庁舎修繕工事の財源とするものでございます。

その下の未来につなぐふるさと交電基金繰入金 1,800 万円につきましては、ふるさと納税推進費及び通学定期補助金の財源とするものでございます。

最後に、今回の補正に係る一般財源所要額 2,395 万 7,000 円につきましては前年度繰越金を増額するものでございます。

続きまして、6 ページの「(3) 債務負担行為補正(追加)」でございますが、竜王町総合庁舎周辺公共施設保守管理及び清掃業務から、竜王町総合庁舎周辺公共施設電話交換機保守業務までの 5 項目につきましては、総合庁舎周辺施設の維持管理に係ります業務において、平成 31 年度からの 3 年間にわたる施設管理等の円滑な委託契約締結のため設定するものでございます。

次に、竜王町有線放送アナウンス業務から県議会議員選挙ポスター掲示場リースまでの 3 項目につきましては、平成 31 年度における各業務の円滑な実施を図るため、また効率的かつ効果的な業務実施のため、複数年にわたり設定するものでございます。

次に、竜王町教育施設保守管理及び清掃業務から竜王町教育施設自家用電気工作物保守管理業務までの 4 項目につきましては、平成 31 年度からの 3 年間にわたる施設管理等の円滑な委託契約締結のため設定するものでございます。

町立幼稚園・小学校への通園・通学児童輸送業務から学校給食配送業務までの 6 項目につきましては、平成 31 年度における各業務の実施に向けて円滑な事業の実施を図るため、また、効率的かつ効果的な業務実施のため、複数年にわたり設定するものでございます。

竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」指定管理業務から 7 ページに移っていただきまして、竜王町都市公園施設(竜王町総合運動公園)指定管理業務の 10 業務につきましては、町内の各公共施設における指定管理者の更新に係るものの債務負担行為についてそれぞれ追加を行うものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成 30 年度竜王町一般会計補正予算(第 4 号)の内容説明といたします。よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長(小森重剛)** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議員派遣について

○議長（小森重剛） 日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後1時48分